

平成30年1月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成30年1月5日（金）

2 場 所 南別館3階委員会室

3 開始時間 午後 1時30分

4 終了時間 午後17時00分

5 出席者

小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、濱田委員、黒木教育長

その他の出席者

田中教育部長、江藤教育総務課長、児玉学校教育課長、馬原学校教育課指導主事、田畑スポーツ振興課長、岩元スポーツ振興課主査朝倉生涯教育課長、武田文化財課長、新甫学校給食課長、森図書館長、後藤美術館長、宇都都城島津邸館長、黒木教育総務課副課長、清水教育総務課主幹

6 前会議録署名委員

赤松委員、濱田委員

7 開会

○小西委員長

ただいまより、2月定例教育委員会を開催します。

8 会議録署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、中原委員をお願いいたします。

9 議事

【教育長報告】

○委員長

それでは、教育長より報告をお願いいたします。

○教育長

お手元に資料があったと思いますが、今まで風邪で伏してまして、今朝いただいて目を通したわけですが、それに沿ってお話をさせていただきます。

非行問題は、1件は対教師暴力で、もう1件は器物破損でしたが、両方とも謝罪も含め解決済みです。

暴力行為は、先生が注意をしたのに対して、小学生ですけれども、理科の授業中に、歌を唄ったことを注意されたことに対して、教師の腕や口元を叩いたということが起きた事案でございます。実際、保護者との対応は既に終わっております。

器物破損は、小学生なのですけれども、よくやるやつですが、下校中にいたずらをして、空き家のガラスを割ったりとか、車止めのポールを壊したりとか、そういうことをやったということです。これは保護者に事実を伝え、謝罪が行われております。この2件でございます。

不登校は、そこにありますように、分けて書いてくるようお願いをしましたが、小学校、中学校ですが、新規というのが結構増えておりまして、4月から11月までの傾向なのですが、以前から継続して続いている小学校23名ですが、継続して続いている8名は継続しているのですけれども、新規に15名という形で起きている。139名に新規に82名ということで、対前年度比で増えているということでございます。そういう意味では、SSWがいますとか、適用教室等と連携をとりながら、改善に努めていく必要があるかなと考えているところでございます。

いじめに関しましては、毎月実施しまして、そこにあるような形でございます。甚大な事態に至っている

ようなものは見受けられませんので、既にいじめた方、いじめられた方とも協議をして、対応が進んでいる状況でございまして、深刻ないじめ等は今のところございません。

交通事故は、中学校で、自転車の飛び出しとか、自転車の事故というのがございますので、それが3件です。

不審者ですけれども、これは昨年来、昨年の特に11月、10月とか、後半にかけて不審者が異常に多ございました。小学校で9件ということで、重大な事件は発生していないのですけれども、11月に起きた事案の中には、例えば、中学校の女子生徒が、自転車で下校中にあいさつをしたら、腕を掴まれた。よく都城の子どもたちは「こんにちは」とあいさつをしますよね、それが逆になって、「こんにちは」とあいさつしたら、腕を掴まれたということで、ふりほどいた時にひっかき傷ができたというような事例で、60歳くらいの男性であったということでございます。

よくあるのは、最近、前もあるのですけれども、これも11月の事案の中では写真を撮られるというのが意外とあるのです。白い車が前方に止まって、車の中から写真を撮られたという事案です。これは前から起きているのです。さらに11月ですけれども、全身黒い服装の男が下半身を露出して、女子中学生のほうを見ていたという事案が起きました。これは、一万城の近くです。

そういう本当に色々あって、これは部活の練習で校外を走っているときに、70才くらいの高齢者の男性に、「お嬢さん」と言われて肩を掴まれたという事案、小松原地区公民館の近くだそうです。今度は、山田ですけれども、女子中学生が登校中に、「道に迷ったのだけど、車と一緒に乗って案内をしてくれ」と声をかけられて、断るとスマホで写真を撮られたという事案が起きております。30歳から35歳のちょっと外国人っぽいという印象らしいです。11月は結構沢山、不審者情報というのがありまして、世の中が不安定になっているせいなのか十分注意が必要です。

その他はそこにありますように、学級崩壊までいかないにしても、学級がうまく機能しないところ、ともに、特定の児童が落ちていて学習に取り組めない状況があって、今、指導を行っているところでございます。

それから、7番目の都市型いじめ防止基本方針の改定ですけれども、これは、文部科学省、国のほうから言ってきたことを受けて、改定を行うということで、いじめ防止対策専門委員会で審議を行っている状況でございます。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。内容についてお尋ねはありませんでしょうか。

○赤松委員

今、沢山のご報告、お知らせをいただいたのですけれども、不審者の件で、ちょっと気になりましたのが、何度もこういうことをお聞きしているのですが、同一学校の近辺でいつも同じような不審者が出ているという状況はないのですか。

○教育長

今、ここに上がってきているものでは、ないですけれども。ただ、山田なら山田で起きているようなことは、先ほど報告した山田の事案は、一年前か、もう少し前か、一度同じような事案が起きました。多分、そこに住んでいる人だという可能性はないわけではないのですけれども、違うかもしれないです。

○赤松委員

多分、同じだと考えられるみたいなことが、2、3週間前もあった同じ人みたいだとか、そういう情報があれば、それは対処の方法のあり方があるのかと思います。

○教育長

警察のほうへ全部届けていますので、警察がつかんでいる部分もあるかとは思っています。多分マークしているのだと思います。ただ、実害に遇っていないというのがあるものですから、なかなか警察も対応しにく

いところもあるのかも知れません。

○赤松委員

私の経験で、同様の不審者事案が発生し、教職員とかPTAのスタッフでかなり気を付けて、いろいろ探索をしたのですが、ある時、生徒指導主事がたまたま確認した車がどうも不審者の車両に間違いはないということで、プレートナンバーをしっかりとメモしたのです。ナンバーをすぐに警察に報告することによって、警察が逮捕することができました。そういう事例があるものですから、同じような情報があった場合には、その辺を気を付けるとうまくいけばそういう場から排除できるようになるかもしれないと思っています。

○教育長

わかりました。子どもたちには、車種とか、番号とか覚えてもらって、警察に報告することが必要ですね。

○赤松委員

同一人物による事案らしいということであれば、特定できることもありうるし、そうでなければ何とも特定しづらいことだろうと思うのです。その辺のところはどうかなと思って、お尋ねしたところでした。

○委員長

ほかによろしかったでしょうか。

それでは、教育長の報告、ありがとうございました。

【報告第107号～第109号】

○委員長

それでは、報告第107号～第109号までを教育総務課長にお願いいたします。

○教育総務課長

今回は3点でございます。まず、1点目ですけれども、専決処分した平成29年度都城市教育委員会名義後援、共催についてご説明いたします。

名義後援、共催ともに平成29年11月16日から12月18日までの期間における集計としております。

では、1枚開けていただきます。名義後援は12件を承認しております。内訳につきましては、別紙の一覧表をご覧ください。学校教育関係1件、生涯学習関係2件、スポーツ関係1件、美術館関係1件、総合支所関係2件、その他教育総務課受付分5件となっております。

次に、共催につきまして、ご報告いたします。

1枚めくってください。

共催は、11件を承認しております。内訳につきましては、別紙の一覧表をご覧ください。学校教育関係が10件、スポーツ関係が1件となっております。

以上で、報告を終わります。

続きまして、報告第108号 都城教育の日推進イベント開催要項の制定についてでございます。

1枚めくってください。

本市におきましては、子どもたちだけでなく、すべての市民が生涯にわたって学びを深めることを再確認する日としまして、平成27年度に2月18日を都城教育の日として設定しました。また、都城教育の日の周知啓発を図るために、毎年2月に都城教育の日啓発月間、1月から3月までを周知強化月間として制定したところです。

本今回、都城教育の日の啓発のため、今年2月12日に記念イベントを開催する予定でございます。開催にあたりまして、今後イベントへの出席を文書でご案内したいと考えております。日時、場所、内容等につきましては、要項のとおりでございます。何とぞ、本趣旨をご理解の上、ご承認いただきますようよろしくお

願いたします。

以上で、説明を終わります。

最後になりますけれども、報告第109号 都城市立小中学校事務改善委員会設置要項の制定についてご説明申し上げます。

本委員会は、都城市立小中学校における事務の効率化及び簡素化等を図るために、立ち上げたものでございます。立ち上げました背景には、去る平成26年2月に、市内小中学校におきまして、PTA雇用職員によるPTA会費等の不正流用が発覚した事件がございました。本市において、現在、学校が取り扱っている準公金の実態把握、準公金を取り扱う妥当性の判断と学校長の責務などを踏まえ、学校で保管している現金・預金の取り扱いマニュアルを作成する必要があるとございます。したがって、本委員会の初仕事としまして、まずは、準公金に係る取り扱いマニュアルの作成を第一に考えております。

学校納入金の問題といたしましては、平成29年1月26日に開催されました宮崎県公立小中学校事務研究大会で、学校による現金の事務処理体制、取り扱っている現金等が異なっている、公金・私費の取り扱いが曖昧である、未納者対策、スタッフの問題、事務の煩雑等の問題があるが上げられております。それらを受けまして、教育委員会では、準公金のマニュアル作成とあわせて、準公金取り扱い規定の策定、及び都城市立小中学校納入金、会計事務取扱要項の変更を考えています。

その準備行為としまして、本年度は課題の抽出、骨子案等の整理を予定しております。また、この学校事務の職員の学校運営への関わりなど、果たす役割が大きく求められることから、この委員会には、学校現場と教育委員会をつなぐ窓口として機能していくことを期待しております。本要項並びに委員会及び専門部会の名簿等は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。3件の報告を説明いただきましたが、お尋ねがありましたらどうぞ。

1つ、教育の日の事業内容なのですが、記載で気になったのですが、最初の写真のこれです。鷲山先生の略歴のところ、日本の文学者と書いてあるのが、日本の文学者という表記が、国際的な会議だったなら日本の文学者となるけど、日本の文学者という表記がちょっと違和感があるかなと、どうなのでしょう。慣れないというか、もう一つほかにもあったのです。最後ですか。日本の文学者（ドイツ文学）。ドイツ文学者となったほうが。

○教育長

日本の研究者としておいて、ドイツ文学並びに社会思想の研究者としたほうがいいかもしれないですね。

○委員長

ほかに。

○濱田委員

教育の日推進事業で、説明事項、事業内容の中に、教師の日というのを設けると書いてあるのですが、この日というのは、いつ頃からいつにということは既に決まっているのでしょうか。

○教育総務課長

ユネスコのほうで、世界教育の日というのを制定しているのですが、こちらが10月5日なのです。こちらは、今、各国で行っている教師の日とはまた別でありまして、ユネスコの場合は、今、学びの環境の整っていないという国で教師を育成する、派遣するという事業を推し進めるため、ユネスコは世界教育の日。各国では、制定して実施しているのはまちまちです。100ヶ国以上あるのですが、そこはどの国がいつ頃制定して、今、実際どのような形で行っているかというのは、具体的には認識していないところです。

○濱田委員

日本の場合は、これはいつ頃ということが決めているのですか。

○教育長

日本は教師の日は作っていませんね。

○教育総務課長

はい、ないです。

○濱田委員

まだ今のとこの予定ははっきりしていないということですか。

○清水主幹

諸資料にあるのですけれども、教育再生実行会議が昨年6月にあったのですが、そこでそういう提言は、教師の日を設ける必要があるのではないかと提言があったというみたいです。

○濱田委員

提言でとまっているという感じですね。

○委員長

イメージとしては、閉会行事の中で、これを提案されるという…。

○清水主幹

教職員に感謝の気持ちをあらわすということを教育の日に絡めて行いたいということで、教師の日の取り組みとして、花束贈呈をやりたいということで、教師の日をこの日にしますとか、そういう意味ではないのです。教職員に感謝の気持ちをあらわしたいというものなのですけれども、

○委員長

これは、対象が退職された先生方ですか。

○清水主幹

まだ現職の方です。間違ですね。現職の先生。

○委員長

先生に感謝をする日なのですね。

○清水主幹

平成29年度に退職予定の方を考えています。

○委員長

平成29年度に退職される先生方。

○清水主幹

退職される方で考えているのですけれども。

○濱田委員

退職者だけでないということですね。

○清水主幹

代表でその方に渡すということなのですが、本当は、教職員全員のすべての教職員に、感謝の気持ちをあらわしたいというものなのですが、代表として、花束を退職者の方に贈りたいということです。

○教育長

ちょっと余計なことかもしれませんが、教育の日というのは、色々な特別なイベントはないというふうに最初、聞いていたのですが、例えば、来年も、教師の日というのは何らかの形でこういう感謝の花束を贈呈されるという行事は続けてくださるわけですね。

○教育総務課長

次年度以降に、どういう内容のイベントをするかというのは、今のところは未定なのですが、教師の日という位置づけでいけば、今後また、同じような形で、次は、平成30年度の退職者の方に贈呈することを考えたいと思っております。

○委員長

できれば、一年きりではなくて、公平に次も続けていくべきだろうと思います。

○赤松委員

ということは、都城市内に住まれる方全員に周知した上で、この日に代表の方というやり方をされるということなのですね。

○教育総務課長

そうですね。

○濱田委員

教育の日と教師の日というのは別のものですよ。

教師の日というのは、特に、特定された日があるわけではないわけですね。

○教育総務課長

そうです。

○教育長

まぎらわしいので、教職員に感謝の気持ちをあらわす取り組みを実施としておけばいいかもしれませんね。都城教育の日という請願が議会で採択されたのだけれども、都城教育の日の話が出てきたときに、私が思ったのは、日本は残念ながら、教職員が感謝をされるという取り組みが全くなくて、それはやはりおかしいのではないかと、バッシングばかりされて、教員が感謝をしてもらえない日がないのは、まずいので、この教育の日の中でそういう取り組みが必要ではないかと考えたわけです。ただ、何で都城でやるのと言われたら困るから、世界で教師の日というのがありますということです。

だから、紛らわしいようなので教師の日というのは、こういうのがありますよという下の注だけでもいいかもしれないですね。

○濱田委員

教師の日があってもいいのですよね。

○教育長

あってもいいのです。

○委員長

よくわかりました。ありがとうございました。

○赤松委員

1枚目の開催要項の中には、そういう文言が全然出てきてなくて、2枚目レジメから以降の市長査定というところで、市長に予算を要求する資料には出てきているけど、結局、開催要項にはその部分は全く記述がないので、ちょっとつながらない部分があるなと思います。何か工夫がなされていいのかなと。

○教育長

ほんとうにいいかもしれませんね。

○教育部長

閉会行事のところに、花束贈呈だけ入っていますね。

○赤松委員

それだけです。それでは趣旨がわからない。

○教育部長

教師の日というのは、教育長が言われたように、考え方を我々は取り組みたいとして感謝をあらわすということなので、教師の日という概念は、四角の中に入れていって、考え方の趣旨ですよという形でよろしいでしょうか。

○教育長

そのほうがいいですね。

○委員長

報告3件について、よろしいでしょうか。

○濱田委員

もう一つ、報告第109号です。

設置要項の案の裏側、2ページ目、ここの第6条の6項、専門部会はというところがありますが、そして、ずっと読んでいくと、三行目に意志疎通を図るための窓口として、という表現があるのですが、窓口として、専門部会が窓口になるということなののでしょうか。改善委員会か、あるいは教育委員会事務局か、事務局という感じがするのですけれども。

○教育総務課長

あくまでも、改善委員会のほうにあるという意味です。

○濱田委員

改善委員会が窓口ですか。

○教育総務課長

ここは修正いたします。

○濱田委員

専門部会かなと一瞬思ったのです。

○赤松委員

この文章だと、専門部会が主語になっていますね。

○濱田委員

そんな感じがするのです。専門部会がそういう窓口という機能は本来ないのではないかなと思ひまして、言葉を考えてください。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまのところですね、専門部会のところの文言について、修正をお願いいたしまして、報告第107号、108号、109号を承認させていただきます。

【議案第35号】

○委員長

それでは、美術館長より議案第35号をご説明いただきます。

○美術館長

議案第35号についてご説明申し上げます。

平成29年度都城市立美術館作品収集委員会へ、作品の収集についての諮問についてです。別紙のほうに作品のリストが付いていると思いますが、1番の桑畑さんの作品から12番まで、13番は文化財課からの、美術館の所蔵にするというわけではないのですが、収蔵庫で保管をするということで、移管ではないのですが、収蔵庫に収蔵するというのでリストに入れております。

まず、順番にご説明申し上げます。

1番目の桑畑佳主巳（くわはた かずみ）さんは、三股出身の方で、現在、神戸市に在住されている画家の方で、二期会を中心に活躍をされている画家の方です。2番目の益田玉城は、ご存知のように、都城出身の日本画家で、柳田喜美子さんよりの作品の寄贈ということになります。「姫街道」という作品で、二極一層の屏風の形式をとっております。美術館のほうに、同じく姫街道という画題の日本画が一点ありますので、同時期の作品として、非常に興味深い作品であると思っております。続きまして、3番目の、大野重幸の「辺」という作品で、これは、生涯学習課の所管なのですが、中央公民館の壁に掛っていた牛の作品で、長年外に掛っていた関係で、若干、劣化が進んでおりまして、表面がひび割れてきておりまして、まだ、美

術館に所管替えというところまではしておりませんが、一旦、美術館のほうで預かって、収蔵庫で管理をするということで、こちらのリストに入れております。あと、4番から12番までは、今年度の特別企画展の南九州の現在作家たちに出展いただいた作者の方たちからご寄贈いただいたもので、展示された作品です。今和泉さんは鹿児島出身で、現在、東京にお住まいで、空想地図を作られる作家さんです。小山田徹さんは、同じく鹿児島出身で、現在は、京都市立美大の教授をされている方です。島寄清史さんは佐土原町出身で、現在も佐土原にお住まいです。作品は主に、油の平面作品になります。早川直己さんは、もともとは京都出身なのですが、現在は庄内、吉之元にお住まいで、物理学の数式を使って映像作品を作っている方です。平川渚さんは、同じく鹿児島出身で、現在も鹿児島にお住まいです。編み物のような作品を、糸とかそういうものを使って、立体作品を作られる作家さんです。13番目の青花磁器壺というのは、文化財課の所管なのですが、こちらのほうも、非常に重要な作品であるということで、文化財課が適正な収蔵庫を持っていないということで、美術館で預かるという形でリストに入れております。あと、14番のその他資料というのは、それぞれの作家さんが過去に行った展覧会のチラシであるとか、そういう関連資料を何点かいただいております。

以上です。

○委員長

ありがとうございます。

13番の青花磁器という貴重なものの文化財課というのは、従前はどのように保管されていたのですか。

○美術館長

ジュラルミンのケースに入れて、文化財課のキャビネットというか、そこに保管をしていたのですが、収蔵庫でちゃんとした管理をしたほうがいだろうということで、美術館のほうで預かるという形になりました。

○委員長

ほかにもこういう作品がまだあとにも沢山あるのですか。数点。

○美術館長

こういう形で預かるのは今回が初めてです。

○委員長

次にこれに準ずるような貴重なものがあつた時は、美術館のほうに。

○美術館長

その時はまた、島津邸の収蔵庫もありますので、どちらかでも、その時によって、こちらの収蔵庫もかなり満杯の状態なので、無制限には預かれないのですが、この壺については、文化的価値が非常に高いのではないかとということで、文化庁のほうからも調査依頼が来たりしているのです、ちゃんとした管理をなさいたいという指導をいただいているようなので、こちらのほうで預かるという形になっております。

○委員長

わかりました。ありがとうございました。

ほかには、よろしいでしょうか。

それでは、議案第35号を決定させていただきます。

【報告第113号～第114号】

○委員長

報告第113号、第114号をスポーツ振興課長よりご説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長

報告第113号 指定管理者制度導入施設における管理運営方針の変更(案)については、現在、早水公園に建設中のサブアリーナ、武道場、多目的室、トレーニング室の4施設の管理運営方針についてご報告す

るものでございます。

別紙資料のサブアリーナ、武道場、多目的室、トレーニング室等の指定管理概要をご覧ください。

整備につきましては、本年度の6月末に完成予定でございまして、7月中に引き渡しの予定でございまして、開館記念期間といたしまして、9月中に実施する予定でございまして、竣工式を9月初旬に挙げる予定でございまして、供用開始については、平成30年10月を予定している関係です。

管理につきましては、管理開始時期を平成30年8月ということで予定しております。ちょうど既存のアリーナの北側にサブアリーナ、武道場を隣接して建設中でございます。

中段の一階平面図、二階平面図については、見にくいですが、下の①でお示ししてありますように、サブアリーナについては、面積が約1,988平方メートルで、バレーコートでいうと3面、②の武道場が、面積が約1,232平方メートルでございまして、柔道で6面、空手で4面を予定しております。③については、2階室の観客席共用部分となっております。

続いて、裏面をご覧ください。

現在の既存アリーナの東側に、旧弓道場がございましたが、そちらのほうの旧弓道場のほうに、多目的室とトレーニング室を、現在、整備中でございます。多目的室につきましては、④でございますが、約326平方メートルでございまして、レスリング1面等を予定しております。⑤のトレーニング室については、旧弓道場の車道でございますけれども、合宿誘致、それから、市民の筋力トレーニングに特化したトレーニングスペースとして、筋力トレーニング機器を入れる予定でございまして、面積といたしましては152平方メートルを予定しております。

以上の施設につきまして、現在の管理運営協定をもとに指定管理をお願いしたいと考えているところでございます。

それでは、別紙管理運営方針案をご覧ください。

本施設は、平成30年6月末に完成、10月に供用開始を予定しておりますが、開設準備のため、8月より既存施設と同様に、指定管理者制度を導入しますが、指定管理者の選定手続きは、非公募により現在、早水公園体育文化センターの管理をしている株式会社文化コーポレーションを指定管理者候補者として特定するものでございます。特定理由としましては、中段の下線でお示ししております非公募理由に掲げておりますように、当該施設は、既存施設に接続しており、完成後は、一体的な施設利用が想定されること。また、当該施設には、事務室がなく、既存施設を利用することとなるため、施設の管理運営面や人員配置などの面から、既存施設の管理体制と切り離すことができないことによるものでございます。

なお、株式会社文化コーポレーションは、別紙、平成28年度管理運営状況の実績を見ていただければおわかりになるかと思いますが、管理状況も要項で、現施設を適切に管理していただいております。

今回、追加施設の指定期間は、現在契約している指定管理期間満了に合わせるため、平成30年8月から平成32年3月31日までの1年8ヶ月間とし、使用料金制を採用いたします。本件は、平成30年3月議会に提出予定でございまして、

続いて、報告第114号 都城市都市公園条例及び都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

添付資料の1ページ、改正条例の概要をご覧ください。

2ページ、3ページの条例改正改廃方針説明書でも内容については記載しておりますが、今回の条例改正内容には2つの要点がございます。

1点目は、本年4月より、市内の拠点、準拠点となる各運動公園の管理を本課が担当しておりますが、各体育館の使用料が分割制と競技制の2種類で運用されており、合併以降、現在まで統一されていないため、施設ごとに料金が異なっており、利用者及び競技団体等から改善要望を受けまして、施設の規模に応じた競技場の利用割合に統一するものでございます。

また、照明料の基準につきましても、照明設備の列ごとの区分を設けることで統一し、早水体育文化セン

ターアリーナについては、減灯した場合の設定を追加いたしました。さらには、会議室の使用基準を1回あたりの利用に統一し、占有面積に応じた使用料を設定するとともに、シャワー室については、一人1回あたりの利用に統一しております。

次に、2点目につきましては、先ほど説明いたしましたサブアリーナ、武道場、多目的室、トレーニング室等の完成に伴う各種使用料について、同様の観点から、新規に設定するものでございます。お示しております条例改正案は、今後、法規検討会、法規審議会、使用料審議会等を経て修正を平成30年3月議会にて提案し、議決後の条例施行は供用開始に合わせて、平成30年10月1日を予定しております。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

○濱田委員

利用料というのは面積の割合で異なるということになるのですか。

○スポーツ振興課長

資料の改正条例の新旧対照表を見ていただければわかるのですけれども、6ページと7ページです。

○スポーツ振興課主査

今までが面積で何平方メートル使ったから幾らですよということではなくて、今までが、ミニバレーコート当たり一面幾らとか、バレーコート当たり一面幾らということで設定してある体育館があったり、全面の料金に対して、半分使ったら幾らとか、3分の1使ったら幾らという設定が体育館がありました。なので、それを、すべて協議した結果、全面の料金に対して、2分の1だったら幾らとか、3分の1だったら幾らですということを設定するために、面積という表現になっているのですけれども、実際、使う幅、2分の1、3分の1で設定しています。何平方メートルイコール幾らとかではありません。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、質問はないようですので、報告第113号と114号を承認させていただきます。

【報告第115号】

○委員長

報告第115号を生涯学習課長よりご説明お願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、報告第115号 平成29年度第36回都城市高齢者学級振興大会開催要項の制定について、報告いたします。

別紙資料にありますとおり、市内15地区にあります高齢者学級生を対象に、高齢者学級の内容充実を図るとともに、学級生がみずから学ぶ意欲を高めることを目的として、毎年度、要項を定めて開催するものでございます。本年度は、2月21日、水曜日、午後1時半から、都城市ウエルネス交流プラザにおいて開催いたします。

大会の内容といたしましては、高齢者の生きがいづくりをテーマに、姫城地区高齢者学級によります実践発表、小松原地区高齢者学級によります踊りの学習発表の後、三股町在住で、小学校の校長先生を退職後、三股町の社会教育指導員や多岐にわたる活動をされております三輪宏康氏に「ハーモニカの調べにのせて」という演題で、ハーモニカの演奏とともにご講演をいただく予定となっております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

お尋ねはありませんでしょうか。

講師の三輪さんは、市民大学の講師もそうですが、とても面白いといったら何ですけれども、楽しいですね。

○生涯学習課長

皆さんと一緒に歌を唄われてという感じでされております。

○委員長

熱い気持ちが伝わってくるお話ですと、皆さんにお声をかけてさせていただきたいです。

お尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、報告第115号を承認させていただきます。

【報告第110号～第112号、議案第34号】

○委員長

それでは、報告第110号～第112号、議案第34号を学校教育課長よりご説明をお願いいたします。

○学校教育課長

では、報告第110号からまいります。

平成30年度都城市立小中学校の入学式の期日について、でございます。小学校は、平成30年4月10日、火曜日、中学校が、平成30年4月9日、月曜日、市立幼稚園が、4月11日、水曜日ということになりました。よろしく願いいたします。

続きまして、報告第111号でございます。特別支援教育支援学習支援員の配置人数についてでございます。では、1ページを開けていただきまして、2校分でございます。認定日が、昨年の12月1日でございます。上長飯小学校及び五十市小学校に2人目の学習支援業務を行う特別支援教育支援員を配置しております。認定の理由につきましては、一人目の支援員は、現在担当している児童で手一杯であり、当該児童が教室からの飛び出しや他の児童にけがをさせるなど、安全面で危惧がある状況を鑑み、二人目の支援員の配置を認めるものでございます。

続きまして、報告第112号でございます。都城市就学指導委員会答申につきましてでございます。

では、報告資料をご覧ください。都城市就学指導委員会答申について（報告）となっております。概要につきましては、申込者数が112名、うち就学相談を実際に行った者が101名、昨年度から比べますと5名増加しております。就学指導委員会の専門委員担当者による幼稚園、認定こども園、保育所等の訪問、これを秋の相談前、夏の相談前、2回行っております。それぞれの幼児期の就学前の様子を見に行かせていただきました。それをもとにしまして、第一回の就学指導委員会が6月26日に開かれております。

夏の就学相談は、7月27日から8月25日のうちの10日間を実施いたしました。秋の就学相談につきましては、10月16日から27日のうちの7日間を実施しております。そして、第二回目の就学指導委員会が11月16日に開かれたところです。

現時点での就学予定状況でございます。

きりしま支援学校適になった子どもさんが4名、さくら聴覚支援学校の適というふうに通ずるお子さんが1名、知的障害特別支援学級適ということになりましたお子さんが13名、自閉症情緒障害特別支援学級適となったお子さんが25名、通常の学級適となったお子さんが57名、それから、継続審議要検討のお子さんが、女児でございますが1名まだ残っております。ちなみに、現小学校6年生からきりしま支援学校中等部へ行く子どもさん、ここでは資料の載っておりません。9名いらっしゃいます。また、現中学校3年生からきりしま支援学校高等部へ入学する予定のお子さんが8名いらっしゃいます。

都城市就学指導委員会答申等保護者の意向が違うケースが2点あります。就学指導委員会の答申としましては、双方とも自・情学級適と思っているわけでございますが、保護者の意向は、どうしても通常の学級ということで、この2名の方々につきましては、今のところ、通常の学級で入学通知を出す予定にしております。

なお、変化がありますので、そのことにつきましては、今後もきちんと対応していきたいと思えます。

今後の流れでございますが、1月、12月には、このように答申が出まして、そして、県教育委員会での通知も、特別支援学校に行く子どもたちについては終わっております。1月、今月でございますけれども、就学予定先の校長、それから、保護者へ審議の結果を文書で発送するというところでございます。

なお、全保護者への小学校の入学期日等の通知につきましては、1月31日までには通知を送れるようにしておりますが、先ほど申しました継続審議のところには、まだ届きませんという通知を出します。2月、3月において、就学についての確認をしていながら、最終的には、第三回の就学指導委員会において保留ケースについての審議を行っていくというところでございます。

それでは、議案第34号でございます。

ここからは、係の馬原が後ほど入ってまいりますけれども、都城市いじめ防止基本方針の策定についてでございます。

1ページを開けていただいて、概要版を作っております。都城市いじめ防止基本方針の考え方ということでございますが、もともとこのいじめ防止対策推進法というものがございまして、それに基づいて、これまでも立てていたものでございます。しかしながら、国がこれの改定をするということが決まりまして、それに対応するものでございます。今、言いましたように、1番につきましては、基本方針の考え方は変わっておりません。2番の都城市いじめ防止基本方針の主な改定ポイントによって、ご説明をさせていただきます。

まず、主な改定内容でございますが、2番で、①から⑩までをお示ししております。①から⑧までは、国が方針を変更してきた点でございます。ですので、それにあわせて県も、それから市も改定しています。⑨、⑩につきましては、県が改定をしてきたところでございます。並びに、⑪につきましては、本市特有のものでございます。

では、説明を加えさせていただきます。

まず、①でございますが、いじめの定義の明確化でございます。これにつきましては、後で、新旧対照表をもとにして、説明をいたします。

②にまいります。道徳教育の実施化と質的転換でございます。道徳科において、児童・生徒がいじめの問題を考えたり、論議したりする場面を設けることということでございます。

③でございます。学校評価や教員評価の留意点。この場面では、いじめの有無やその多可のみではなく、迅速かつ適切な情報共有や組織的対応が評価されるということ、教職員に周知することということでございます。つまり、いじめがゼロという学校は極力ないというふう考えているところでございます。

④でございます。学校いじめ防止プログラムの策定。年間の教育活動全体を通して、いじめに対する具体的な指導内容をプログラム化することということでございます。

⑤でございます。いじめ問題に対する学校の組織的対応。特定の教員が、いじめの情報を抱え込み、対策のための組織での報告を行わないことは、法に違反し得ることを明記しております。

⑥のいじめの解消の要件につきましては、後ほど詳しくお話をいたします。

⑦でございます。SCスクールカウンセラー、SSWスクールソーシャルワーカーの積極的な活用でございます。これはそのままです。

⑧です。幼児期の教育の取り組み。就学前のガイダンス等の機会に、幼児や保護者へいじめの未然防止に係る意識の高揚を促すことでございます。

⑨、ここからが県独自のものでございます。校長のリーダーシップによる対応、これについても後ほど詳しくお話をします。

⑩、長期間、学校を離れた場所での教育活動における指導の充実。これは、昨今、水産高校での実習船で、卑劣ないじめが長期間にわたって行われていたということを県が受けて、策定しているものでございます。事前資料の徹底やチェッカー等の活用により、いじめの未然防止に努めるということでございます。

⑪が、本市独自のものでございます。いのちの日の取り組み、そして、地区別人権研修会ということも項

目として上げさせていただきます。

後ほど詳しくと、言いました4項目について、これから新旧対照表をもとにしまして、お話をします。

まず、新旧対照表の1ページをご覧ください。

ここでは、いじめの定義の明確化ということでございますが、左のページの下の段に、傍線部が引いてありますが、左のほうからいきます。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要であると、これまではなっておりました。右のほうにいきます。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ということでございまして、ちゃんと調査をしなさいと。見た目だけで判断するなということですよ。

続きまして、いじめの対象の要件でございまして、ちょっと飛びますが、11ページをお開きください。一番下の段にあります(カ)というものが新たに出てきております。このところが今の部分にあたりますので、読ませていただきます。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これら2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

1 いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的、または物理的な影響を与える行為(インターネットを通して行われるものも含みます)が、止んでいる状態が相当な期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会またはいじめ不登校対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

ということで、ここで一応の目安の3ヶ月というのが出てまいります。

では、12ページをお開きください。

②でございまして。被害児童・生徒が心身に苦痛を感じていないこと。いじめにかかる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめの行為により心身に苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により判断すると、はっきりと面談等、学校の先生がする場合もあるかもしれませんが、スクールカウンセラー等活用して、きちんと、今、心の状態がいいということはいじめの対象の要件とするということでございます。

続きまして、校長のリーダーシップによる対応のところでございます。戻ります5ページをお開けください。一番下の段、(4)とあります。このところが、新しくなっているところでございます。

小中学校に対するいじめの防止等に関する措置

ア 各学校において、校長が積極的にリーダーシップを発揮し、いじめ防止等に関する取り組みを組織的、計画的に行えるよう、必要な指導・助言を行うと、明記されました。

最後でございます。

本市独自の取り組み、いのちの日の取り組みと地区別人権研修会でございまして、4ページをお開けください。(ク)というところがございまして。教育委員会や学校は、本市ならではのいのちの日の取り組みは、地区別人権研修会の充実に努め、いじめの未然防止やその啓発を推進する。

この2点につきましては、市独自の取り組みでございまして、位置づけさせていただいたところがございます。

以上で説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

○赤松委員

報告第112号の就学指導に関することですが、説明はよくわかったのですが、全入学予定児童は何名いらっしゃるのか。

○学校教育課長

約900名です。

○赤松委員

900名の中の101名が相談を受けて、約50名ちょっとの人が特別支援学校とかに入学される。その方々は割合的にいえば何%ぐらいですか。

○学校教育課長

パーセントはすぐには出てまいりませんが、9分の1程度と認識しているところでございます。そのうちの半分ですので、18分の1ぐらいは特別な支援をしてフローしてあげるといった形になると思っております。

○赤松委員

その数は、これまで過去の就学指導の状況で、多くなっているとか、少なくなっているとか、そのへんの状況はどうなのですか。

○学校教育課長

ほぼ同数でございます。

18名に1人ぐらいのペースです。

○赤松委員

わかりました。

○濱田委員

今のところなのですけれども、112人というのは、あくまでも保護者からの依頼ですね。

実は、申し込みがないけれども問題あるという児童・生徒もいると思うのですけれども、そういうものをすくい上げる、その点は何かされているのですか。

○学校教育課長

濱田委員のおっしゃるとおりでございます。こちら側とすれば、学校に入学させるにあたり、どうしてお子さんかということを中心にリサーチをしなければならぬと思います。ですので、実を申しますと、認定こども園や幼稚園、保育園の先生方をお願いをしましたり、それから、こども課あたりをお願いをして、気になるお子さんにつきましては、相談にかかってくださいというお願いをしているところでございます。ですので、もちろん、こちら側の網に引っ掛からない方でもご相談があれば、きちんと対応はいたしますが、そういう方々にはお声かけをしているところでございます。

○委員長

議案第35号をお聞きして思ったのですけれども、これは、校長先生をはじめ、非常に内容が深くなっておりますので、校長先生、それから先生方も、いじめに対する意識の深さ、広さが要求される内容だろうと思うのですが、本当にお忙しい中に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そういう方の増員がなければ、素晴らしい内容を活かしていくということは難しいのではないかと、素人の感想ですけれども、そんな気がいたしました。

○学校教育課長

おっしゃるとおりだと思います。特に、このことにつきましては、スクールカウンセラー、実際に子どもと話がきちんとできる方々をこの業務にあたっていただかないと、学校の先生に言えないというお子さんの中にはいらっしゃると思います。ですので、部外者になりますけれども、何でも話せるそういう方々のプロのテクニックといたしますか、話させるテクニックというのが必要だと思いますが、今現在、スクールカウンセラーは…。

○馬原指導主事

スクールカウンセラーは大体どの中学校にもほぼ配置されておりますので、毎日ということではないのですが、曜日ごとにローテーションで回っていらっしゃる状況です。

○学校教育課長

ですので、必ず、一週間のうちには1回は入ってきますので、そういう点では、それも小学校にも派遣することは可能でございますので、そういう点ではご活用いただいていると思っています。

○委員長

きめ細かい項目が沢山ありますけれども、およそ担任の先生では無理なのではないかと思えます。外部の方の量的な増加も必要ではないかなと、希望ですが。

○教育長

3ページの新旧対照表の、ページ5、第三者委員会の措置というところがありますが、そこに左のほうは検討中と書かれています。右の方は措置を講じると考えられているのですが、これはももとの表の中に検討中というのが入っていたわけですか。

○学校教育課長

旧のものにつきましては、まだいじめ防止のための第三者委員会が立ち上がっていない時に、こちらのほうは作り上げているみたいですので、そこも一緒に改正をさせていただく形になります。実際には、都城市、三股町には第三者委員会は立ち上がっておりますので、設置はしているところなのですが、そのような状況でございます。

○教育長

条例の作り方で、検討中と書かれていたということですか。検討中というのがあるのですか。

○学校教育課長

多分、これは消さないといけないですね。

○教育部長

公示日は努めるなので、もうそのへんは検討しているということなので、()は外さないといけないですね。

○教育部長

検討中なので、努めるという言葉を入れたという意味だと思います。

○学校教育課長

それだけ残っていたということですね。

○赤松委員

いじめ防止基本方針に関することですが、ご説明をお聞きして、校長のリーダーシップによるとか、そのへんを大事にするとか、都城独自の取り組みを加えるとか、過去の本市の貴重な経験を生かしながら、そういうことを進めていくということは、私は大賛成であり、大いにやらないといけないことだと思います。風化することのないような取り組みが必要だろうと思います。校長のリーダーシップによるということもとても大事なことで、いわゆる客観的に見てどうなのかという判断を下すのは、やはり、担任よりも校長のほうが経験も多いし、極めて冷静な判断ができると思います。校長はそういう感性を研ぎ澄ませていく指導をしていく必要があるのではないかと思います。

やはり、いじめのおきない学校はないと私は思います。3名、4名、複数の子どもたちがいたら、強い、弱い、の関係が発生し、そういうことが必ず起きるのです。しかし、いじめをすることはいけないことであることを、小学校では6年間、中学校では3年間、あらゆる教育活動を通して、悟らせていくのが教育なのです。いじめがおきない学校なんて絶対ないから、いじめは必ず起きるのだということを大前提にして、子どもたちがいじめをしない立派な成人になっていくような教育をしていかなければいけないと、基本的に思っています。そういうことをベースにした上で、ちょっとお聞きしたいことがあるのです。

これをずっと読ませていただいて、例えば、先ほどの概要のところ、道徳科において、議論したりする

場面を設けるということが出ていましたが、聞くところによると、そういう論議をする場面を文部科学省のほうが進めるような、そういうことが出ているのですか。ちょっとそこを確認させてください。

○学校教育課長

文部科学省は、新しく特別な教科 道徳としまして、その進め方の内容の中で、議論する道徳というものを新たに打ち出してきています。

○赤松委員

わかりました。そこで、私が気をつけなければいけないと思うことがありますので、申し上げさせていたいただきたいと思います。

もともと、道徳というのは、人間の生き方について、子どもたちの心にストーンと落ち込んでいって、いじめちゃいけないのだとか、困っている人には手を差し伸べなければいけないとか、そういう道徳的な資質が培われていくことが一番大事なことだと思っています。それは、基本的に文部科学省も変えていない大切なことですね。ただし、この議論をするということを打ち出してきているので、ちょっと危険を感じるのです。特別な教科、道徳の授業そのものが、議論が活発に行われれば、しっかりしたそういうことが、子どもたち一人ひとりに入り込んでいるのかということとは別問題であって、子どもたちの中には、人に対して何にも言えない子、ごくおとなしい子もいます。極めて論が立つ子もいます。そういう学級40名位の子どもたちが論議し合うときに、どちらかというそういう発言力のある、言語能力の高い者の議論が活発に行われることを主とするような授業になりがちです。そんな授業は道徳ではありません。やはり、子どもたち一人ひとりの心にずっと最後は降りていって、A君はああ言ったけど、B君はこう言った、ぼくはどちらも大事だけど、こう思う。そういうところに降りていくようなそういう道徳でなければ、私はならないと思うのです。ややもすると、議論等を重視するがあまり、道徳の授業が活発に議論がなされることのみを追いかけるような授業になっては決してならないと考えますから、そこを非常に危惧する部分がありますので、大切にしていきたいと思います。

文部科学省が話していることが全て100%正しいとは限りませんし、円周率を3.14を3にした時代があったじゃないですか。あれで学力がぐーんと下がってしまって、非常に困って、今やり直している部分もありますから、一番大事なことは何かという道徳の本質をしっかりとらえるような授業をしていただければありがたいなど。そこを大事にしていきたいと思います。

それから、5ページの上の段の(ウ)のところ、教職員による体罰や言葉の暴力など、不適切な言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招き得ることに留意する。特に、体罰に云々とあるのですが、ここはいわゆる、毎日の授業の中で、毎日子どもと対峙する中で、気を付けないといけない部分だろうと思います。いわゆる、教師の言葉が子どもたちをラベリングしてしまう。ラベリングしてしまうことによって、そのことに起因して、特定の子どもがいじめられる。そのようなことにならないように、このへんのところはとても大事なことが書いてあります。そういうところを全職員に伝わるような研修会とか、そういったものが、これが定まったらなされていくことを期待したいと思っています。

それからもう1点、言葉がちょっと気になるものがあるのです。小中学校におけるいじめに対する措置という文言の、小中学校に対するいじめの防止等に関する措置と、このおけるを、対するに改めた趣旨がちょっとわからないのですが、小中学校におけるいじめに対する措置、小中学校に対するいじめ防止等に関する措置、おけるを対するに変わった意図は何なのですか。

○学校教育課長

では、きちんと研修を受けてきた馬原指導主事がいますので。

○馬原指導主事

これまでは、小中学校におけるいじめに対する措置で、今回が小中学校に対するいじめの防止に関する措置ということで、対するになっていますので、委員会としても小中学校に対して、こういったことをきちんと意図しながら、また、指導的なことも加えながら、この方針について理解をきちんと図るという意味合い

が込められていると指導を受けてきています。

一つ一つの細かな小タイトル、これを全部、県に合わせる必要はないかなと思ったのですが、中身のほうも県のほうに合わせて大分変えているので、こちらの小タイトルのほうも県のほうに合わせて形に、自分としては考えてやってみたところですが。

○赤松委員

例えば、おけるをそのまま使ってもいいのかなと思ったのですが、小中学校におけるいじめ防止等に関する措置、ちょっとこの言い方が国語的にちょっと違和感があるのですが、どうなのかなと。今の言い方もちょっと意味がわからなかったです。

○学校教育課長

補足をさせていただきます。

旧文言におきますと、小中学校におけるいじめに対する措置ということは、学校側が措置をするようなイメージも含んでいると思いますが、小項目は、実は、教育委員会とは、すぐに、教育委員会の話にもともなっていたので。ところが今回、8ページの部分、(4)につきましては、委員会がきちんと指導をしないということがクローズアップされてきていると思っております。ですので、小学校に対する委員会が、いじめ防止等に関する措置を下さい。ですので、この新しい小項目アの部分では、必要な指導、助言を行う。つまりは委員会側のスタンスが明確に示されているという理解をしているところでございます。

○赤松委員

いわゆる、主語として教育委員会という文言が入るということですね。教育委員会の小中学校に対するいじめ防止等に関する措置というとらえ方でいいですね。

○学校教育課長

そのとおりだと思います。

○赤松委員

ちょっと文段的に考えた時に、あまり使わない言葉だったものですかからお尋ねしました。

○学校教育課長

使わない言葉を。

○赤松委員

そういう主語にあたる文言がないから、何か違和感を感じると思いました。ちょっと検討してみてください。

○学校教育課長

はい。

○中原委員

二点ほど、似たような国語の問題なのですが、新旧対照表の4ページ、先ほど、都城市ならではののちの日の取り組みの(キ)の文章なのですが、少し複雑かなと思いましたが、いじめ未然防止に向けて、幼児期の教育における発達段階に応じた取り組みを促す。ここまではスムーズです。その後、また、就学前のガイダンス等の機会をとらえ、幼児や保護者に対するいじめの未然防止にかかる意識の高揚を促す。何となくはわかるのですが、まずは、またの後の、就学前のガイダンス等の機会を捉え、ちょっとここがもっとシンプルでもいいのかなと思ったのですが、そこで切っちゃうと、幼児や保護者に対するいじめの未然防止、つまり、いじめの対象が幼児と保護者に見えてしまうような気がしたのです。未然防止に関わる内容でありますので、一行目に幼児の教育においても言えますので、もう少し簡単にしたらいいかなと思ったのですが。就学前のガイダンス等の機会を捉えというのは、次の文章にちょっとつながりにくいかなと思ったので、ここは私の国語力の問題なのかもしれないのですが、ここがちょっと何かあれば。

もう1点、8ページの上のほうからク、ケ、コあります。これは以前から変わっていないところではあるのですが、策定した学校基本方針については、児童・生徒や保護者に示すとともに、学校のホームペ

ージ等による公開などの工夫を行うというのが、前回の文章からの継続です。まだ、私が回っている中でのホームページが整っている学校というのは、100%ではないように思います。改めて今回も修正ではなく継続されて、ホームページ等の公開の工夫を行うというのが残っているということは、それだけ大事なことで理解したほうが良いという考えだと思いますので、例えば、各学校に、フェイスブックはあくまでもSNSなので、色々なつながりが発生してしまう。ホームページはここで決められたものをホームとしての公開なので、これはまた違うと思いますので、もう一回、各学校のこともしっかりと公表しないとしないというのが改正案としても継続してありますということは、十分伝えていただきたいなと思います。

○赤松委員

7ページの上から三行目の2は、小中学校におけるいじめ防止等に関する措置ですよね、先ほど1ページのところの第2の(4)は、小中学校に対するいじめ防止等に関する措置となっていますよね。この両者の整合性も気になるし、ちょっと説明が理解できません。

○教育長

後半のほうは、学校がやりなさいということですか。前半のほうは教育委員会がやりなさいということですか。

○学校教育課長

5ページの(4)のところですけども、これにつきましては、先ほど申しましたように、教育委員会という文言を入れたりしながら、再検討をさせていただきたいと思いますが、似たような項目で7ページの2というのが出てきました。これにつきましては、学校にいじめ防止基本方針を策定しなさいということとございまして、学校が自らすることとなっていて、项目的にはこちらが大きい項目で示してあるところとございまして、ここからが学校がやることはこういうことですよということをお示しているところなのですが、いかんせん、非常に似ている文言ですので、そこのところをもう一度、こちらのほうで考えさせていただきたいと思います。

○赤松委員

ちょっと入れたほうが良いと思います。

○学校教育課長

非常に近い言葉で書いてありますので、混同しがちな文言であると思いますし、先ほど、中原委員がおっしゃいましたホームページにつきましては、ぜひとも、それぞれの学校に入れていただけるように、こちらからも指導をさせていただきたいと思います。

その中で、就学前のガイダンスというのがありましたけれども、これは、入学説明会というあたりのことで、校長先生が新しい保護者に向かって、学校の方針を説明します。その中で、この学校にはいじめは存在しますということを、きちんと伝えていただきながら、そういう中で、学校として対応していける学校になっておりますというような、いじめがない学校ですというようなことではなく、一連のものがそういうことを物語っておりますので、そのような言い方をしながら、認識を新たにしていればと思っております。

○委員長

今の質問をまとめますと、おけると対するをそれぞれの項目でちょっともう一回再確認して、直す必要のところは直していただければと思います。

4ページの中原委員のおっしゃいました(キ)のところは、少しシンプルに流れるような表現でも通じるのではないかという気がいたします。そのあたりを検討していただきまして、よろしく願いいたします。

ほかにございませつか。

○赤松委員

明確に主語を入れたほうがわかるところは入れたほうが良いと思います。

○濱田委員

先ほどご説明があった新旧対照表の後ろに基本方針の改定案、ここをちょっと読んでいて、いじめの理解というところなのですけども、3ページですか、ここでは9割の生徒さんが何らかの嫌な思いをさせたり、したり、そういうことが日常行われてきたというか、そういう状況であることが書かれています。やはり、どこまでがいじめかという判断というのが色々書かれて、細かく線引きみたいなものが書かれています。やはり、現場ではなかなか難しいことだという気がしています。基本的にはそういうものをゼロにしましょう、ゼロに向けましょうというそういう活動と考えていいのでしょうか。しょうがないものはあるけど、そこは何か乗り越えていくとか、乗り越えていけそうなものは基本方針の中で謳わなくてもいい気がしますけど。

○学校教育課長

このことにつきましては、先ほどから話題にもなっていますように、いじめのない学校はないという考え方、スタンスでというわけなのですが、それだといじめがはびこってしまうのではないかとことがあります。ですので、やはり、子どもたちにはほかの人をいじめないという強い心を持ってもらう教育をしなければならないのが1点目。2点目が、いじめられている人を助けるということ、見過さないということが2点目です。3点目が、一人ぼっちの人になってしまう子が必ずいるのですけれども、その子たちにも声をかけていこうという取り組み。最後に、ここが一番大切なのですが、もし誰かがいじめられていたら、学校の大人や家の大人に話をしますというような、そういう取り組みをしていきながら、限りなくゼロに近づけていく。子どもにとって、快適な学校現場を目指すということが必要になってくるのではないかと思います。そこはやはり手だてを打っていかなければならないと思っています。

○濱田委員

例えば、受けている側がなかなかそれに対して反発できない形なのだと思うのです。受けている側のそこはいいのでしょうか。そこをどうやって乗り越えるのかとか。

○学校教育課長

今の考え方の中で、いじめられている子どもがその状況を乗り越えられないということはあまり申ししておりません。そうではなくて、周りの力を借りたりとかで、そのことの解消を図っていくということが強いのですが、中には、濱田委員がおっしゃるように、自分の力でそれを乗り越える子は中にはいます。そんなことは論外の話であってという形で、全く無視ができたりとか、それは強いお子さんのケースなので、なかなかそのケースはまれなケースだと思います。

○委員長

今の話に対してちょっと個人的な考えで、今の議論に矛盾する考えだとは思いますが、今、乗り越える強い子どもは、ある意味、健全な、許すという心を、人間育てていかないといけないと思うのです。いじめについて、非常に形式的に細分化されていって、じゃあここは悪い、これはとチェックしていく。でも、強い子どもしかそれを乗り越えられないとは思いますが、人間には落ち度があるから、それを許すという心を育てない限り、これはどんどん細分化していって、根本的ないじめがなくなるというのは大事なことなのですが、いじている人、もう少し何とかわかってくれればというような許しの心というのもやはり育てていくということは大事ではないかと、自分がいじめられた経験があるので、思い出して辿ってみれば、やはりそこで何かいじめはこうだと言っている、それは自分を縄で縛っていく感じで、他力本願だけではいけない。同時に、先生たちは別のまた大きい懐の深い気持ちで、そういう許すということを子どもたちに、それがまた子どもたちが委縮してしまったらまたそれは大変なのですが、そういう道もあるのかという気づきみたいなものを、子どもたちに投げかけてほしいなども、これを見て思ったところです。

○赤松委員

スケジュール表を改めて見せていただいたのですが、今日が1月5日で、議案審議が1回目、2月22日が定例教育委員会で、最終審議という予定になっていますが、今日ここでこの議案は決定するのではないという理解でよろしいですか。もう一度、私どもで気づいたところなりを申し上げて、あるいはこれからもつ

とじっくり読み込んでみて、気付くところがあれば、そのへんについて、もう一度そういう機会があると考えてよろしいですか。

○学校教育課長

さようでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、報告第110号から112号を承認させていただきまして、議案第34号をもう一度また、ご検討いただければと思います。

10 その他

- (1) 「みやこのじょう子どもの未来応援計画（案）」について
- (2) 新図書館の館長及び副館長について
- (3) 行事報告・予定等

① 2月定例教育委員会開催予定

日時 平成30年1月31日（水）13：30～

場所 南別館3階委員会室

以上で、1月の定例教育委員会を終了いたします。